

田辺市周辺衛生施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

| | | |
|----|------------|-------|
| 制定 | 昭和52年1月18日 | 条例第5号 |
| 改正 | 平成4年3月6日 | 条例第1号 |
| | 平成17年5月1日 | 条例第2号 |
| | 平成19年3月20日 | 条例第1号 |
| | 平成29年3月1日 | 条例第5号 |
| | 令和2年2月26日 | 条例第3号 |

(趣旨)

第1条 この条例は、特別職の職員の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

- 報酬は、その職に就いたときはその月から、その職を離れたときはその月まで、月割り計算により支給する。
- 前項の規定にかかわらず、月の途中でその職を離れた者がその月において再びその職に就いたときは引き続き在職していたものとみなして報酬を支給するものとし、月を同じにして職に異動を生じたときにあってはその月の報酬については報酬の額が多い職の額を支給するものとして月割りにより計算するものとする。
- 監査委員の職を兼ねる議員には、報酬を併給する。
- 報酬は、毎年3月に当該年度分を支給する。

(費用弁償)

第3条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。
- 前項に定めるもののほか、旅費の支給については、田辺市職員等の旅費に関する条例（平成17年田辺市条例第46号。以下「田辺市旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年1月17日から適用する。

附 則（平成4年3月6日条例第1号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月1日条例第2号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 26 日 条例第 3 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

| 区 分 | 報 酬 の 額 | 旅 費 の 額 |
|---------|------------|----------------------|
| 議 長 | 年額 15,000円 | 田辺市旅費条例に定める市長の例による。 |
| 副 議 長 | 年額 12,000円 | |
| 議 員 | 年額 9,000円 | |
| 監 査 委 員 | 年額 45,000円 | |
| 管 理 者 | 年額 18,000円 | 田辺市旅費条例に定める市長の例による。 |
| 副 管 理 者 | 年額 15,000円 | 田辺市旅費条例に定める副市長の例による。 |